

放射線を発散させて人の生命等に危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律案(閣法第五四

号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約等の適確な実施を確保するとともに、放射性物質等による人の生命、身体及び財産の被害の防止並びに公共の安全の確保を図るものであり、主な内容は次のとおりである。

一、放射線の発散等に関する罰則等

- 1 放射性物質をみだりに取り扱うこと若しくは原子核分裂等装置をみだりに操作することにより、又はその他不当な方法で、核燃料物質の原子核分裂の連鎖反応を引き起こし、又は放射線を発散させて、人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、無期又は二年以上の懲役に処するものとする。
- 2 1の罪を犯す目的で、その予備をした者は、五年以下の懲役に処するものとし、その予備をした者が、実行の着手前に自首した場合には、刑を減免するものとする。

- 3 1の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を製造した者は、一年以上の有期懲役に処するもの

とすること。

4 1の犯罪の用に供する目的で、原子核分裂等装置を所持した者は、十年以下の懲役に処するものとする。

5 1の犯罪の用に供する目的で、放射性物質を所持した者は、七年以下の懲役に処するものとする。

6 放射性物質又は原子核分裂等装置を用いて人の生命、身体又は財産に害を加えることを告知して、脅迫した者は、五年以下の懲役に処するものとする。

7 特定核燃料物質を窃取し、又は強取することを告知して脅迫し、義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求した者は、五年以下の懲役に処するものとする。

8 1から7までの国外犯を処罰するものとする。

二、施行期日

この法律は、一部を除き、核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。